令和６年度

自己点検シート

（人員・設備・運営編）

（介護予防支援）

事業所番号：　３３

事業所名：

点検年月日：令和　　　年　　　月　　　日（　　）

点検担当者：

〔凡例〕

【基準】・・・平成18年 3月14日厚生労働省令第37号

【条例】・・・平成26年12月22日倉敷市条例第64号

【規則】・・・平成26年12月22日倉敷市規則第83号

※運営指導は、原則として「標準確認項目」（自己点検シートの確認事項の欄に★が付いている項目）についてのみ確認を行いますが、指導中に詳細な確認が必要と判断した場合は、それ以外の項目についても確認させていただくことがあります。

※自己点検時には「標準確認項目」以外の項目についても**全て**適否を確認し、適否欄に☑をしてご提出ください。

※該当事例がない項目については、確認不要です。

| 確　認　事　項 | 適 否 | | 根拠・確認事項 |
| --- | --- | --- | --- |
| **第１　基本方針**  　・　事業運営の方針は、「その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う」ことを踏まえて策定されているか。  　・　障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合等において、特定相談支援事業者との連携に努めているか。 | 適  適 | 否  否 | 【基準1条の2】  【条例4条】  ・定款、寄付行為等  ・運営規程  ・パンフレット等 |
| **第２　人員に関する基準**  ★１　従業者の員数  　(1)　１以上の必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いているか。  　(2)　担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者であるか。  　　①　保健師  　　②　介護支援専門員  　　③　社会福祉士  　　④　経験ある看護師  　　⑤　高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事  　　※居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた場合は、当該事業所ごとに１以上の介護支援専門員を置いているか。  　(3)　（常勤又は専従等の要件は付されていないが）営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要がある。当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に担当職員に連絡が取れるなどの体制が整っているか。 | 適  適  適  適 | 否  否  否  否 | 【基準2条】  【条例5条】  ・勤務実績表／タイムカード  ・勤務体制一覧表  ・資格証 |
| ★２　管理者  　(1)　常勤の管理者を置いているか。  　　※居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた場合は、管理者は主任介護支援専門員でなければならない。  　(2)　管理者は専らその職務に従事しているか。  　　　ただし、管理上支障がない場合は、①又は②との兼務可。  ① 当該事業所の介護支援専門員の職務  ② 他の事業所の職務  ※兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可（訪問系サービスの従業者、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員等） | 適  適 | 否  否 | 【基準3条】  【条例6条】  ・管理者の雇用形態が分かる文書  ・管理者の勤務実績表／タイムカード |
| **第３　運営に関する基準**  ★１　内容及び手続の説明及び同意  　(1)　重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。  　(2)　重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。  　　　重要事項最低必要項目  　　　　①　運営規程の概要　　　②　担当職員の勤務体制  　　　　③　秘密の保持　　　　　④　事故発生時の対応  　　　　⑤　苦情処理の体制  (3)　利用申込者の同意は、適正に徴されているか。  ・当該同意は書面によって確認することが望ましい。  　(4)　指定介護予防支援の提供に当たり、あらかじめ、介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、以下の項目等について文書を交付して説明を行い、理解を得ているか。  ①利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること  ②利用者は介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること  この内容を理解したことについて、利用者から署名を得ているか。  　(5)　指定介護予防支援の提供に当たり、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する場合に、担当職員の氏名や連絡先をその病院等に伝えるよう説明しているか。 | 適  適  適  適  適  適 | 否  否  否  否  否  否 | 【基準4条1】  【規則2条1】  ・重要事項説明書  ・利用契約書  【規則2条1】  【基準4条2】  【規則2条2】  【基準4条3】  【規則2条3】 |
| ２　提供拒否の禁止  ・　正当な理由なくサービスの提供を拒んではいないか。  　　　正当な理由の例  　　　①　利用申込者の居住地が実施地域外である場合  　　　②　利用申込者が他の指定介護予防支援事業者に介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合 | 適 | 否 | 【基準5条】  【条例7条】  ・利用申込受付簿 |
| ３ 利用者の権利擁護（独自基準）  ・利用者の権利を擁護するため、必要に応じて利用者が成年後見制度を活用できるよう努めているか。 | 適 | 否 | 【条例8条】 |
| ４　サービス提供困難時の対応  ・　自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者を紹介するなどしているか。 | 適 | 否 | 【基準6条】  【規則3条】 |
| ★５　受給資格等の確認  　(1)　サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。  　　　①　被保険者資格  　②　要支援認定の有無  　　　③　要支援認定の有効期間  (2)　確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。  （サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。）  (3)　認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。 | 適  適  適 | 否  否  否 | 【基準7条】  【規則4条】  ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 |
| ６ 要支援認定の申請に係る援助  　(1)　要支援認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。  ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて、代行申請を行うか、申請を促すこと。  　(2)　更新の申請は、有効期間の終了する遅くとも３０日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。 | 適  適 | 否  否 | 【基準8条1･2】  【規則5条1･2】  【基準8条3】  【規則5条3】 |
| ７　身分を証する書類の携行  　・　指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する証書や名刺等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しているか。 | 適 | 否 | 【基準9条】  【規則6条】  ・身分証 |
| ８ 利用料等の受領  　・　償還払いと代理受領がなされる場合の費用の額との間に、不合理な差別がないか。  ※居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けた場合  ・　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問してサービス提供を行う場合には、実施地域を越えた地点からの交通費の支払を受けているか。  ・　サービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービス提供の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 適  適  適 | 否  否  否 | 【基準10条】  【規則7条】  ・領収書控 |
| ９　保険給付の請求のための証明書の交付  　・　提供した指定介護予防支援についての利用料の支払いを受けた場合には、指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付しているか。 | 適 | 否 | 【基準11条】  【規則8条】  ・指定介護予防支援提供証明書控 |
| 10　指定介護予防支援の業務の委託（地域包括支援センターの場合）  　(1)　地域包括支援センター運営協議会の議を経ているか。  　(2)　アセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行えるよう配慮しているか。  　(3)　県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であるか。  　(4)　「第１条の２　基本方針」、「第３章　運営に関する基準」及び「第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第30条第29号の規定を除く）」を遵守するよう措置させているか。 | 適  適  適  適 | 否  否  否  否 | 【基準12条】  【規則9条】  ・議事録 |
| 11　法定代理受領サービスに係る報告  　(1)　指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を毎月提出しているか。  　(2)　基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市に対して提出しているか。 | 適    適 | 否  否 | 【基準13条】  【規則10条】  ・給付管理票 |
| 12　利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付  　・　利用者が要介護認定を受けた場合で申出があった場合には、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | 適 | 否 | 【基準14条】  【規則11条】  ・介護予防サービス計画 |
| 13　利用者に関する市町村への通知  　・　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　　①　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。  　　②　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 適 | 否 | 【基準15条】  【規則12条】  ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| 14　管理者の責務  　(1)　管理者は、当該事業所の担当職員その他の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  　(2)　管理者は、担当職員その他の従業者に「第３章　運営に関する基準」及び「第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 適  適 | 否  否 | 【基準16条】  【規則13条】  ・組織図  ・組織規定等  ・運営規程  ・職員分担表  ・業務日誌等 |
| ★15　運営規程  　・運営規程に次の①～⑦が記載されているか。また、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。  　　①事業の目的及び運営の方針  　　②職員の職種、員数及び職務内容  　　③営業日及び営業時間  　　④指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額  　　　（相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること）  　　⑤通常の事業の実施地域  ⑥虐待の防止のための措置に関する事項  ⑦その他運営に関する重要事項 | 適 | 否 | 【基準17条】  【規則14条】  ・運営規程 |
| ★16　勤務体制の確保  　(1) 適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めているか。  　　①月ごとの勤務表  　　②日々の勤務時間  　　③常勤・非常勤の別  　　④管理者との兼務関係  　　⑤非常勤の職員は兼務することにより他の業務に支障はないか。  　(2)　事業所ごとに担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しているか。ただし、補助の業務についてはこの限りでない。  　(3)　担当職員の資質向上のため、各種研修会に参加させているか。  (4)　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための取組についても、併せて行うよう努めること。 | 適  適  適  適 | 否  否  否  否 | 【基準18条】  【規則15条】  ・雇用の形態（常勤・  非常勤）がわかる文書  ・研修計画、実施記録  ・ハラスメント防止のための事業主の方針  ★「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」参照 |
| ★17　業務継続計画の策定等  (1)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  　※「否」の場合は令和7年4月1日から減算が必要。  (2)　業務継続計画を担当職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施しているか。  (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更しているか。 | 適  適  適 | 否  否  否 | 【基準18条の2】  【規則第16条】  ・業務継続計画  ・研修計画、実施記録  ・訓練計画、実施記録  ★「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」参照 |
| 18　設備及び備品等  　(1)　事業運営に必要な面積を有する専用の事務室が設けられているか。（業務に支障がない場合は、他事業と同一でも差し支えない）  　(2)　相談のためのスペースはプライバシーが守られているか。  　(3)　必要な設備及び備品が備えられているか。  　　　ただし、同一敷地内に他の事業所がある場合には、当該他の事業所の備え付け設備及び備品を使用することができる。 | 適  適  適 | 否  否  否 | 【基準19条】  【条例9条】  ・平面図 |
| 19　従業者の健康管理  　・　担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 適 | 否 | 【基準20条】  【規則17条】  ・健康管理に関する記録 |
| ★20　感染症の予防及びまん延の防止のための措置  ・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  　　①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね６月に１回以上開催し、その結果を担当職員に周知しているか。  　　②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　・専任の感染対策を担当する者を決めているか。  　　③担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施しているか。 | 適  適  適  適  適 | 否  否  否  否  否 | 【基準20条の2】  【規則第18条】  ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録  ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針  ・研修の記録  ・訓練の記録  ★「介護現場における感染対策の手引き」参照 |
| 21　掲　示  　(1)　重要事項を記載した書面を見やすい場所に掲示又は自由に閲覧できる状態にしているか。（場所、文字の大きさ、掲示方法等）  (2)　重要事項をウェブサイトに掲載しているか。  **【令和7年4月1日より適用。】**    　(3)　掲示事項はすべて掲示されているか。  　　　①運営規程の概要  　　　②担当職員の勤務体制  　　　③事故発生時の対応  　　　④苦情処理の体制  　　　⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）  　(4)　掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 | 適  適  適  適 | 否  否  否  否 | 【基準21条】  【規則19条】  ・重要事項説明書  ・運営規程  ・平面図  ・法人のホームページ等  ・情報公表システム |
| ★22　秘密保持  　(1)　正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしていないか。  　　　利用者の個人記録の保管方法は適切か。  　(2)　秘密保持のため、必要な措置を講じているか。  （雇用時の取り決め等を行っているか。）（退職後も含む）  　(3)　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | 適  適  適 | 否  否  否 | 【基準22条】  【条例10条】  ・個人情報同意書  ・従業員の秘密保持誓約書 |
| ★23　広告  　・　広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 | 適 | 否 | 【基準23条】  【規則20条】  ・パンフレット／チラシ |
| 24　介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等  　(1)　管理者は、担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。  　(2)　担当職員は、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。  　(3)　事業者及び従業者は、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはいないか。 | 適  適  適 | 否  否  否 | 【基準24条1】  【規則21条1】  【基準24条2】  【規則21条2】  【基準24条3】  【規則21条3】 |
| ★25　苦情処理  　(1)　提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。  　(2)　苦情を受け付けた場合、その内容等を記録しているか。  　(3)　苦情に関する市町村からの調査に協力し、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行っているか。  　(4)　市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村に報告しているか。  (5)　指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する国保連への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。  　(6)　国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。  　(7)　国保連から求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。 | 適  適  適  適  適  適  適 | 否  否  否  否  否  否  否 | 【基準25条】  【条例11条】  ・苦情の受付簿  ・苦情者の対応記録  ・苦情対応マニュアル |
| ★26　事故発生時の対応  (1)　事故発生時には速やかに市町村、家族等に連絡等必要な措置を講じているか。  (2)　(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。  (3)　市に報告すべき事故について、指導監査課へ報告しているか。  (4)　賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。  (5)　事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じてい  るか。 | 適  適  適  適  適 | 否  否  否  否  否 | 【基準26条】  【規則22条】  ・事故対応マニュアル  ・事故記録  ・保険証書 |
| ★27　虐待の防止  ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  　　①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を担当職員に周知しているか。  　②虐待の防止のための指針を整備しているか。また、当該指針は高齢者虐待防止法の趣旨に則って整備されているか。  　③担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施しているか。  　　④①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  ※①～④が1つでも「否」の場合は減算が必要  ＊　以下の事項を従業者に周知徹底しているか。  　・　要介護施設従事者等は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないこと。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条）  　・　上記の通報を行う際の市町村担当課の連絡先を全従業者が把握していること。 | 適  適  適  適  適  適 | 否  否  否  否  否  否 | 【基準第26条の2】  【条例第8条の2】  ・委員会の開催記録  ・虐待の発生・再発防止の指針  ・研修計画、実施記録  ・担当者を設置したことが分かる文書 |
| 28　会計の区分  　・　指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 | 適 | 否 | 【基準27条】【規則23条】  ・会計関係書類 |
| 29　記録の整備  (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2)　次に掲げる諸記録（書面又は電磁的記録）を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。  　　①　第30条第十四号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録  　　②　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳  　　　イ　介護予防サービス計画  　　　ロ　第30条第七号に規定するアセスメントの結果の記録  　　　ハ　第30条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録  　　　ニ　第30条第十五号の規定による評価の結果の記録  　　　ホ　第30条第十六号に規定するモニタリングの結果の記録  　　③　第30条第二号の三の規定による身体拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  　　④　第15条の規定による市町村への通知に係る記録  　　⑤　第25条第2項の規定による苦情の内容等の記録  ⑥　第26条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 適  適 | 否  否 | 【基準28条】  【規則24条】  ・記録簿 |
| **第４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**  　１　介護予防支援の基本取扱方針  　(1)　利用者の介護予防に資するとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しているか。  (2)　目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。  (3)　提供する指定介護予防支援の質について、自ら又は外部の第三者による評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 適  適  適 | 否  否  否 | 【基準29条】  【条例12条】  ・介護予防サービス計画 |
| ★２　介護予防支援の具体的取扱方針  (1)　担当職員が介護予防サービス計画作成業務を担当しているか。  　(2)　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しているか。  (3)　サービスの提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。  (4)　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  　(5)　利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービスが行われているか。  　(6)　予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めてているか。  　(7)　当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供しているか。  　(8)　適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む問題点を明らかにし、効果を最大限発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。  　　 　イ　運動及び移動  　　 　ロ　家庭生活を含む日常生活  　　 　ハ　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション  　　 　ニ　健康管理  　(9)　(8)に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行っているか。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。  　(10)　利用者の希望及びアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、具体的な目標、支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。  　(11)　サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。また、やむを得ない理由がある場合については、会議によらず担当者に対する照会等により意見を求めているか。  　 テレビ電話装置等を活用して行う場合には、利用者又はその家族  の同意を得ているか。  (12)　介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。  (13)　介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。  (14)　介護予防サービスに位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。  　(15)　指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取しているか。  　(16)　計画作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。  　(17)　指定介護予防サービス事業者等から利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状況等の情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師へ提供しているか。  　(18)　介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しているか。    (19)　モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　 　イ　提供開始月の翌月から起算して３月に１回利用者の居宅を訪問し、面接すること。  　　 　ロ　次のいずれにも該当する場合であって、サービス提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間について、少なくとも連続する２期間に１回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接しているか。  　　　　（１）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている。  　　　　（２）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている。  　　　　　　①利用者の心身の状況が安定している。  　　　　　　②利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことが可能。  　　　　　　③介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けている。  ハ　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、面接すること。  ニ　利用者の居宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により連絡を実施すること。  ホ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。  　(20)　次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。  　　 　イ　要支援更新認定を受けた場合  　　 　ロ　要支援状態区分の変更の認定を受けた場合  　　 　ただし、やむを得ない理由がある場合は、会議によらず担当者に対する照会等により意見を求めているか。  　(21)　(16)に規定する介護予防サービス計画の変更は、(5)から(15)までの規定により行っているか。  　(22)　利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入所を希望する場合には、要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。  　(23)　介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。  (24)　利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めるとともに、当該意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画を当該主治の医師等に交付しているか。  　　　※意見を求める主治の医師等は、要支援認定申請のための主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。  　(25)　介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。  　(26)　介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。  　(27)　介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。  　(28)　介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。  対象福祉用具を介護予防サービス計画に位置付ける場合にあっては、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等の利用者の選択に資する必要な情報提供を行っているか。  　(29)　利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。  　(30)　要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。  　(31)　地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には協力するよう努めているか。  (32)　居宅介護支援事業所で介護予防支援の指定を受けた事業所は、市町村からの情報提供を求められた場合には、その求めに応じる体制を整備しているか。 | 適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適  適 | 否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否  否 | 【基準30条一】  【条例13条1(1)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条二】  【条例13条1(2)】  ・支援経過記録等  【基準30条二の二】  【条例13条1(3)】  【基準30条二の三】  【条例13条1(4)】  ・利用者に関する記録  【基準30条三】  【条例13条1(5)】  ・支援経過記録等  【基準30条四】  【条例13条1(6)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条五】  【条例13条1(7)】  ・支援経過記録等  【基準30条六】  【条例13条1(8)】  ・アセスメント記録  【基準30条七】  【条例13条1(9)･(10)】  ・アセスメント記録  【基準30条八】  【条例13条1(11)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条九】  【条例13条1(12)】  【条例13条2】  ・サービス担当者会議の記録  【基準30条十】  【条例13条1(13)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条十一】  【条例13条1(14)】  【基準30条十二】  【条例13条1(15)】  ・個別サービス計画  【基準30条十三】  【条例13条1(16)】  【基準30条十四】  【条例13条1(17)】  ・モニタリングの記録  【基準30条十四の二】  【条例13条1(18)】  ・支援経過記録等  【基準30条十五】  【条例13条1(19)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条十六】  【条例13条1(20)】  【条例13条3】  ・モニタリングの記録  【基準30条十七】  【条例13条1(21)】  【条例13条2】  ・サービス担当者会議の記録  【基準30条十八】  【条例13条1(22)】  【基準30条十九】  【条例13条1(23)】  ・支援経過記録等  【基準30条二十】  【条例13条1(24)】  ・支援経過記録等  【基準30条二十一】  【基準30条二十一の二】  【条例13条1(25)】  【条例13条1(26)】  ・支援経過記録等  【基準30条二十二】  【条例13条1(27)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条二十三】  【条例13条1(28)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条二十四】  【条例13条1(29)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条二十五】  【条例13条1(30)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条二十六】  【条例13条1(31)】  ・介護予防サービス計画  【基準30条二十七】  【条例13条1(32)】  ・支援経過記録等  【基準30条二十八】  【条例13条1(33)】  【基準30条二十九】  【条例13条1(34)】 |
| ３　提供に当たっての留意点  　(1)　単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指しているか。  　(2)　利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援しているか。  　(3)　具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有しているか。  　(4)　利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮しているか。  　(5)　サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用しているか。  　(6)　地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮しているか。  　(7)　介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものになっているか。  　(8)　機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めているか。 | 適  適  適  適  適  適  適  適 | 否  否  否  否  否  否  否  否 | 【基準31条一】  【規則25条(1)】  【基準31条二】  【規則25条(2)】  【基準31条三】  【規則25条(3)】  【基準31条四】  【規則25条(4)】  【基準31条五】  【規則25条(5)】  【基準31条六】  【規則25条(6)】  【基準31条七】  【規則25条(7)】  【基準31条八】  【規則25条(8)】 |
| **第５　変更の届出等**  ・　変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されているか。  ・　事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。  ・　管理者は届け出ている者と一致しているか。  ・　運営規程は届け出ているものと一致しているか。  ・　変更の届出は変更後１０日以内に行っているか。 | 適  適  適  適  適 | 否  否  否  否  否 | 【介護保険法第115条の25】  【同法施行規則第140条の37】  ・届出書類の控  ・平面図、現地確認  ・従業者の勤務形態一覧表  ・運営規程 |